

J A S D A Q 市場の登録制度の見直しについて

平成15年12月9日
日本証券業協会

本協会は、成長企業の最適市場としてのJASDAQ市場を魅力あるものとするため、平成15年6月18日に「JASDAQ市場の在り方について」(中間報告書)を公表したところであるが、今般、登録基準の見直しに関してその実施に向けた所要の整備を行うこととする。

JASDAQ市場においては、成長性の高い企業を対象とし、当期純損失となっている企業の上場も可能な登録基準としていわゆる「第2号の基準」を平成10年12月より設けているが、登録銘柄数は3銘柄にとどまっている。

利用が少ない背景として「第2号の基準」が複雑で対象となる企業が明確でなかったため、また「第1号の基準」と「第2号の基準」との差異が少ないことから「第2号の基準」の特徴が活かされず、赤字企業向け登録基準とのイメージだけが定着したためとの指摘がある。

そこで、対象となる企業を明確にし、信頼性や安定性に加え、将来性や成長性が投資者から高く評価される企業の株式公開が可能となるよう登録基準の見直しを行うこととし、見直しに当たっては、投資者保護の観点から安易な引下げは行わないことを前提として、登録基準をわかり易くするとの趣旨から「第2号の基準」を強化したうえで「第1号の基準」に統合、整理することとする。

具体的には、一定以上の経常利益をあげている、事業そのものは順調な企業については、特別損失を計上したことにより、当期純損失となっても公開が可能となるよう経常利益により評価する基準を追加する。

また、投資者に魅力のある投資対象を提供するため、当期純損失となった企業であっても成長性や将来性などが投資者から高く評価され、時価総額が一定以上となる企業については、公開が可能となるよう利益に係る特例的な基準を設ける。

なお、安全性の観点から純資産額に係る基準を全ての銘柄に適用することとして、信頼性の向上を図ることとする。

項 目	内 容	備 考
1. 登録基準の見直し	「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」第5条第1項第1号に規定する基準(以下「第1号の基準」という。)及び同項第2号に規定する基準(以下「第2号の基準」という。)を「第1号の基準」に統合、整理することに伴い、対象となる企業を限定しないこととし、「第1号の基準」の	・従来の「第2号の基準」では、主たる事業

項 目	内 容	備 考
(1) 利益に係る基準	<p>利益、純資産額に係る基準については、次のとおりとする。</p> <p>当期純利益が計上されていること又は経常利益が5億円以上であること ただし、新規公開時における時価総額が50億円以上となる見込みである場合には、利益に係る基準は問わないこととする。</p>	<p>の営業活動年数が10年以下となる企業や研究開発費が一定額以上である企業などを対象としていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の当期純利益を計上している企業と同様に事業そのものは順調で経常利益は計上しているが、事業再構築等一時的な要因により相当程度の特別損失の計上を行い、当期純損失となった企業の公開を可能とする。この場合、従来と同様に純資産額が2億円以上であることを要する。 ・ 投資者に魅力のある投資対象を提供するため、当期純損失であっても今後の事業の拡大が期待できる等により、市場評価が高い企業の公開を可能にする。ただし、純資産額が2億円以上であることを要する（下記(2)純資産額の欄参照）。 ・ 連結財務諸表を作成している会社にあつては、連結ベースで判定する（従来は、単体でも判定）。 ・ 期越え公開となる場合にあっては、経常利益及び当期純利益は直近の決算期の数値により確認する。
(2) 純資産額に係る基準	2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、純資産額に係る基準は「第1号の基準」の要件であり「第2号の基準」の要件ではなかったが、信頼性、安全性の観点か

項 目	内 容	備 考
		ら、全ての申請会社に適用することとする。 ・連結財務諸表を作成している会社にあつては、連結ベースで判定する（従来は、単体でも判定）。 ・期越え公開となる場合にあつては、純資産額は直近の決算期の数値により確認する。
2 . その他	その他所要の規定の整備を図る。	・「第2号の基準」の廃止に伴い、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条の2第1号に規定する「第2号の基準」の説明義務に係る規定を削除する。
3 . 施行日	平成16年1月中の施行を目途とする。	

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成15年12月9日から平成15年12月22日午後5時まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

内容に関する問い合わせ先

日本証券業協会店頭市場部 担当：渡邊（TEL：03-3667-8463）

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に関する問い合わせ先

日本証券業協会会員部 担当：鶴飼（TEL：03-3667-8453）

登録基準の新旧対照表

	改正案		現行	
	区分なし		第1号基準	第2号基準
対象企業	全企業		全企業	限定された企業
時価総額	10億円以上		10億円以上	
利益の額	当期利益が正 若しくは経常利 益が5億円以上	時価総額50億 円以上の場合は 利益の額は問わ ない	当期利益正	原則、問わない
純資産の額	2億円以上		2億円以上	問わない
株主の数	登録株式数に応じて300名、 400名又は500名以上		登録株式数に応じて300名、 400名又は500名以上	